



# 宮 崎 県 公 報

平成24年 2 月16日 (木曜日) 第 2362 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の名称の変更……………（国保・援護課） 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の所在地の変更……………（ ” ） 1

頁

- 道路の区域の決定……………（道路保全課） 2
  - 道路の区域の変更（2件）……………（ ” ） 2
  - 道路の供用の開始（3件）……………（ ” ） 2
  - 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防課） 3
  - 建築基準法に基づく道路の位置の指定……………（建築住宅課） 3
- ### 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（聒・讎・敷録） 3

## 告 示

### 宮崎県告示第99号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
医療法人 雅会	宮崎県宮崎市島之内7309番地	訪問介護事業所なのはな	宮崎県西都市新町一丁目66番地
医療法人 雅会	宮崎県宮崎市島之内7309番地	通所介護事業所さくらスクール	宮崎県西都市新町一丁目66番地
特定非営利活動法人 ひむか福祉サービス	宮崎県東臼杵郡門川町大字加草1541番地 1	居宅介護支援事業所 ひむか福祉サービス	宮崎県東臼杵郡門川町大字加草1541番地 1

- 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
訪問介護事業所なのはな	医療法人 雅会 訪問介護ステーションなのはな	平成23年 11月 1日

通所介護事業所さくらスクール	医療法人 雅会 デイサービスさくらスクール	平成23年 11月 1日
居宅介護支援事業所 ひむか福祉サービス	ひむか福祉サービス	平成24年 1月18日

### 宮崎県告示第 100号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 スマイル ケア	宮崎県日向市山手町74番地 1	株式会社 スマイル ケア日向営業所	宮崎県日向市山手町74番地 1

- 届出事項

居宅介護事業者の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県日向市山手町74番地 1	宮崎県日向市大字財光寺1444番地	平成23年 11月11日

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県日向市山手町74番地 1	宮崎県日向市大字財光寺1444番地	平成23年 11月11日

**宮崎県告示第 101号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成24年 2 月16日から平成24年 3 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 19号	宮崎市佐土 原町東上那 珂字中牟田 13042番 1 地先から同 市同町下那 珂字平権現 前 12678番 1 地先まで	19.7～ 86.7	3094.6

**宮崎県告示第 102号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年 2 月16日から平成24年 3 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
13	県道	高岡郡 司分線	宮崎市大字 郡司分字次 田木前乙 7 85番 1 地先 から同市同 大字字鶴田 乙 263番地 先まで	旧	5.0 ～ 29.9	778.0
				新	11.4～ 42.5	778.0

**宮崎県告示第 103号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年 2 月16日から平成24年 3 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
336	県道	宮崎田 野線	宮崎市古城 町長田5828 番地先から 同市同町長 田5779番地 先まで	旧	14.1～ 21.2	21.7
				新	14.0～ 15.2	21.7

**宮崎県告示第 104号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 2 月16日から平成24年 3 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 三田井字尾 久保5521番 1 地先から 同郡同町同 大字字島戸 5693番 1 地 先まで	平成24年 2 月16日

**宮崎県告示第 105号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 2 月16日から平成24年 3 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
9	県道	宮崎西 環状線	宮崎市大字 跡江字無田 ノ上2544番 3 地先から 同市同大字 字境前3216 番 1 地先ま で	平成24年 2 月29日

## 宮崎県告示第 106号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 2 月16日から平成24年 3 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
13	県道	高岡郡司分線	宮崎市大字郡司分字次田木前乙 785番 1 地先から同市同大字字鶴田乙 263番地先まで	平成24年 2 月16日

## 宮崎県告示第 107号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成24年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 河内山地区

## (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 9 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 9 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

## (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	串間市大字南方字鷲ヶ尾1221- 4
2	” ” ” 1221- 5
3	” ” 字山田2657- 1
4	” ” ” 2657- 1
5	” ” ” 2658
6	” ” ” 3227- 1
7	” ” 字河内山2605地先河川敷
8	” ” ” 2599地先河川敷
9	” ” ” 2595地先道路敷

## 宮崎県告示第 108号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 23- 9	永友スマ 子	小林市真方字上ノ 馬場 218番10	4.00	36.96	平成24 年 1 月 26日

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成 24年 1 月 30日	特定非営利 活動法人ブ レインスト ーム	忠津 明利	宮崎県西 都市大字 清水 250 番地 2	この法人は広く一般市民に対して、健全な心身の育成を目的とした水泳教室の企画、運営に関する事業を行い、スポーツの振興と子供の健全育成を図り広く公益に寄与することを目的とする。

--	--